

へたまはんかたもなく、たゞよゝとなき給、松君の少將雅道などを、とりわきいみがきものにいひ思亥かどくらゐもかばかりなるを見をきて亥ぬる事、われにをくれてはいかせんとする。たましゐあれば、さりともとはおもへども、いかにせんとすらん。いでやよにありわづらひつかさ位人よりはみじかし、ひと、ひとしくならんなどおもひて、世に亥たがひ、ものおぼえぬついせうをなし、名薄うちしなどをばよにかたときありめぐらせじとす、その定ならば、たゞ出家して山林にいりぬべきぞなど、なくくいひつけ給を、いみがうかなしとおもひまどひ給ふ、げにことはりにかなしともをろかなり、

〔台記〕仁平三年九月十六日壬寅、今朝召參議兼長師長仰任官之時、不依兄弟、依奉公高下可推舉之由、聊注其由給兩人之間、俊通申曰、今日凶會有憚者、仍明日可給之由、仰俊通即以其言、二通授俊通了、十七日癸卯、俊通以昨日所仕遺誠、授兼長師長云々、

筆跡狼藉不可及他見

兼長師長但列八座、今日以後可論公家上日之多少、謂外記奏所載月愚之子息等、不論年齡之長幼、不據好惡之淺深、任官之時、可推舉上日多者、至于忘家、患力所反、无奉公之忠、不預其舉之時、曾勿怨我、不求衣服之美、不顧童僕之少、存忠勤不可慙人嘲抑亦盡奉公之忠、唯憶遺名於後代、不敢求君之恩報、盡忠求恩者古賢所誠也、努之々々、我終沒後、魂若有靈、將在陣結政邊、戀慕之時、縱无公事、朝服詣斯處、凡有至孝之志者、能勤王事以報我恩、至于訪後世者、非所望者也、兩息謹守此誠、勿敢違背矣、

仁平三年九月十七日

〔平家物語六〕入道せいきよの事

二位殿時子あつさたへがたけれ共、入道相國平清盛の御枕によつて、御有様見奉るに、日にそへてたのみすくなうこと、見えさせおはしませ、物のすこしも、おぼえさせ給ふ時、思召事あらば、仰お

在判